

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）・特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護））【2】」

2. 日時：令和3年2月19日 13時35分～14時25分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、仲管理官補佐◎、西内安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 運営グループリーダー◎ 他7名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料：

- ・資料1 伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- ・資料2 原子炉施設の保全のための活動と第5条（保安に関する職務）の整理について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。当原子力規制庁のニシウチです。
0:00:06	じゃあこれから伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の
0:00:12	所内常設直流電源設備 3 系統目の特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護の申請内容についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:21	四国電力原子力部の方から資料の説明をお願いします。
0:00:25	これ、
0:00:28	被告現四国電力原子力部のタカスカでございます。
0:00:32	それではまず、
0:00:34	前回の 1 月 26 日のヒアリングでコメントいただきました。回答をさせていただきたいと思います。
0:00:42	まず 1 月 26 日の
0:00:44	うちのヒアリングでは、保安規定第 5 条保安に関する業務での 36 項で、各課長とか課長の活動の関係性がわかる資料、補足説明資料として追加すること、またこれは有毒ガスに限らずすべての
0:01:00	これに関して説明することというコメントをいただいております。
0:01:05	それに関して新たに資料に、
0:01:09	をご覧ください。
0:01:13	資料 2 の補足説明資料 39。
0:01:16	なります。
0:01:22	個人個人でよろしいでしょうか。
0:01:24	ここ。
0:01:26	はい。規制庁ニシウチです。よろしく申し上げます。
0:01:29	はい。
0:01:31	こちらでは原子炉施設の保全のための活動と第 5 条保安に関する職務の整備についてまとめてございます。
0:01:39	1 ページ目をめくっていただきまして、
0:01:43	まず資料の中身ですけれども、凡例といたしましてまず左の列から第 5 条保安に関する職務、
0:01:51	真ん中の列が本文、
0:01:54	本文の記載となります。また右側添付に添付 3、
0:01:59	これらの三つの列を合わせて整合がとれているかどうかということを確認しております。
0:02:05	右上の凡例を確認いただきまして、
0:02:08	主語。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:10	本社に関しては朱書きで記載させていただいております。
0:02:13	また今回の申請箇所は下線が破線で、
0:02:17	また、関連する職務内容については黄色マーカーで記載させていただいております。
0:02:24	資料の左の一番端のNo.1 からNo.7 まで、
0:02:31	記載に関しましては、それぞれ保全のための活動と第 5 条。
0:02:37	が整合していることを確認してございます。
0:02:42	資料をめくっていただきまして、資料 3 ページ目。
0:02:47	ご覧ください。
0:02:49	資料 3 ページ目のNo.8 に関しまして、こちら、こちらでは非常時の措置について、第 9 条の非常時の措置をさせていただきます。
0:03:01	で、原子炉防災に係る計画や緊急時に必要となる資機材をあらかじめ定めておくことを規定してございます。
0:03:08	これは五条と、
0:03:10	第 122 条。
0:03:12	は整合していることを確認してございます。
0:03:16	次にNo.9、10 でございますが、こちらは各課長と保安教育を行う。
0:03:22	内容を、が 5 条で定められておりまして、それは 132－131 条で規定されてございます。
0:03:31	なお、注意にさんにも書かせていただいておりますが、有毒ガスの対応においては放射線化学一般に課が実施、
0:03:40	ているのが実情でございます。
0:03:44	次にNo.11 に関しましては、各課長。
0:03:48	は、記録を行うということで、第 11 条の記録をさせており、法令等に定められた保安管理上重要な記録を適正に作成保存することでございます。
0:04:01	これは本文中の第 132 条。
0:04:06	に定義しておりまして記録の第 5 条は整合していることを確認してございます。
0:04:12	次のページ、めくっていただきましてナンバー12。
0:04:17	こちらは各課長と課長は報告を行うということで、報告については第 11 条の報告をさせておりまして、
0:04:26	原子炉施設において事故故障等の自重及びこれらに準ずるものが発生した場合に、社長等に報告ということを定めてございます。
0:04:35	こちらは 133 条の報告ということで
0:04:40	第 5 条と整合していることを確認してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:46	ということでこれらで保安規定第 5 条。
0:04:51	－36 校と部課長。
0:04:54	の活動の関係性がわかる表を策定してございます。
0:04:58	1 月 26 日のヒアリングの回答は以上となります。
0:05:05	はい。原子力規制庁っていう
0:05:08	例えば何点か細かい点ですけど確認させていただければという。
0:05:15	まず、
0:05:16	36 年度第 5 条、36 号のほうだと各課長格を当直長を含むっていう形になって ますけども、
0:05:25	当等直長自体はAというのが防護に係る対応するという理解でいいです。
0:05:32	というのがまず一つ目で、よろしくをお願いします。
0:05:42	四国電力のイドでござい。
0:05:44	その確認ですけども、その発火超カッコと当直長がそういうタカスカ午後にか かけて、このページの中でそのことを何か役割があるかという。
0:05:56	ここ。
0:05:57	はい。原子力規制庁について、まずそのファクトの確認だけをお願いします。
0:06:03	はい。
0:06:08	四国電力の意見でございます。
0:06:30	四国電力のイドでございます。
0:06:34	公開ですので、
0:06:39	はい。
0:06:40	有毒ガス防護に係る体制及び手順の中において、当直長に連絡が入ってそこ から何かしらの数字が出てくるようなことはございます。
0:06:53	。
0:06:54	あと現象規定については了解しました一番認識が合ってるかっていうのを前 提として確認させていただきたかったっていうのと、あと 17 条と頭添付 2 でい けるか課長っていう要望には当直長も含むっていう形でやってるって理解でい いですかね。
0:07:13	はい。
0:07:16	四国電力タカスカでございます。その理解で問題ございません。以上です。
0:07:23	原子力規制庁について、上層日本語的な確認ですけど、各課長っていう 定義づけをこの 30 第 5 条の 36 項で当直長を含むとしていってそれ以降の各 課長というワードにはすべて当直含む形として使われているって理解でい いですかね。
0:07:51	四国電力のタカスカでございます。その理解で問題ございません。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	原子力規制庁ニシウチで了解しました。
0:08:00	まずそこは特にある全体のこの低利はいただいたもので問題はないと 思っていて抵抗していると思っているので基本的に問題はないと思っ ていますので、その上で一つちょっと補足しておいて欲しいのはです ね、人保安規定な情報を私が持っているものとずれてたら申し訳ない んですけども、
0:08:18	放射線科学管理課長の職務、
0:08:22	において有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行 う体制の整備に関する業務っていうのが入ってくるんじゃないですか。
0:08:32	実際 17 条の 3-2 のまず第 1 項のところ放射線科学管理課長が全 体の取りまとめみたいな業務を行うっていう規定されていると思いま すので、そこについては言及をいただければと思うんですけども。
0:08:45	そういった形では資料の報告はお願いしてもいいですか。
0:08:57	四国電力タカスカでございます。確認させていただきたいのは、先 ほどニシウチさんがおっしゃられたのは 5 条の 20 行の
0:09:06	活動に関して、17。
0:09:11	どうも 3-2 でも、実際に実施をしているということを補足で追加す る。
0:09:16	していただきたいということでございますでしょうか。
0:09:19	いや、
0:09:21	原子力規制庁ニシウチでほぼ理解で問題ありません。
0:09:25	はい。
0:09:28	国内のタカスカです。
0:09:30	承知いたしましたAI
0:09:32	それではに追加で記載させていただきたいと思えます。以上です。
0:09:39	はい。原子力規制庁ニシウチで一応込め恐れを記載して欲しい趣旨 というのが有毒ガス防護に係るが全体の職員はちゃんと整理した いっていうのがあってですね、まず頭に放射線科各管理課長が言 って全体の体制整備を取りまとめるなど、まだ全体のPDCAをまと める。
0:09:58	サポートして放射線核管理課長がいる。
0:10:01	その上で、その体制のもとで放射線科各管理課長を含む各課長が プレーヤーとして実際自分の職務部分の計画を策定して、
0:10:13	プレーヤーとして各課長がいるんだっていうそういう全体像をち ょっと明確にしておいて欲しいっていう趣旨です。
0:10:19	よろしく申し上げます。
0:10:22	表現力のタカスカでございます。主人完成承知いたしました修正 させていただきます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:29	はい。原子力規制庁について、ありがとうございます。等は基本的にその整理ということで、本来であればもともと有毒ガス防護を追加したときに今整理して補足 2 えておけばよかったなと思ったんですけど、大変よくまとめていただいているものですので、予見は最終的に孤独にも入れていただければと思うんです。
0:10:48	けども、今いろんな別途資料という扱いでお願いしたんですけど、いかがでしょうか。
0:10:55	日本 100 年 6 タカスカでございます。一つにまとめて転出最終的に提出させていただきたいと思います。以上です。
0:11:06	はい。原子力規制庁ニシウチありがとうございます。私からは特にはないです。他に規制庁メンバー大丈夫ですかね。
0:11:15	はい、ありがとうございます。
0:11:17	まず一つ目の説明事項についてはこれで以上ですけども、もし問題なければ次の説明事項続けてお願いします。
0:11:28	食電力タカスカでございます。続きまして 2 月 16 日の審査会合でコメントいただきました内容について説明させて回答させていただきます。今回資料 1 ということで、資料、補足説明資料の 30 から 37 尾市でまとめさせていただきます。
0:11:47	この資料の 33、資料 33-53 ページをご覧ください。
0:11:57	はい。
0:11:58	はい、原子力規制庁ニシウチです。どうぞ。
0:12:02	はい。こちら審査会合では資料 33-53 ページで蓄電池 3 系統目から痙攣手順が記載されている。
0:12:11	ありますが、福井県さんへの放映逆充電するように見えるということで設備として、逆流防止するようになっていないことがわかるように資料を修正することというコメントをいただいております。
0:12:23	それに対してこちら 53 ページのほうを修正してございます。
0:12:30	こちらの図では全交流電源喪失後蓄電池 3A、これがすなわち非常用蓄電池非常用となりますから、A蓄電池重大事故対策が蓄電池 3 審はこれがすなわち蓄電池重大事故対処用
0:12:46	あと、蓄電っていう 3S、これは蓄電池、
0:12:50	蓄電池 3 系統目ということで、蓄電池非常用から蓄電池、重大事故対処用
0:12:58	蓄電池の重大事故体制をから蓄電池 3 系統目と全然切り換えを一連の操作となつてございます。
0:13:05	ここなどでは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:07	簡略した記載となっておりますので、緑の枠線のように、省略な部分を資料 33-7 より抜粋してございます。
0:13:19	そして蓄電池 3 系統目から給電する際の系統状態について、マルバツということで記載させていただいてございます。
0:13:29	見ていただきますと、
0:13:35	直流コントロールセンター3AからA上流側に蓄電池 3 円流れるラインですけれども、こちら代用の及びEAM日々すなわち遮断器が開放されているということで逆流が措置されているということになっておりますので、
0:13:52	上流に流れることはございません。
0:13:55	説明は以上となっている以上となります。
0:14:00	はい。原子力規制庁ニシウチで説明ありがとうございます。
0:14:04	ちょっとすいません、私あまり電気系統理解できてないのかもしれないんですけど、今お示しいただいた緑枠ない。
0:14:13	のダイオード等を定めがあるじゃないですか。概要の隣の枠がついている遮断器部分。
0:14:21	この系統遮断器開放っていうのはいつどの点で行われているものっていう理解ですかね。
0:14:28	ていうのが一つと、あともう一つ高まりを聞きたいのが、仮にこっち、ダイオードの隣の遮断器が解放されていないMARKでしている場合、
0:14:38	は、
0:14:40	内容等はあるものの、遮断器側を通して逆流してしまう可能性はあるんですかねというのはそもそもちょっとお聞きしたいということで、以上 2 点までお願いします。
0:14:52	はい。
0:14:54	はい、四国電力タテイシですね、まずですねこのダイオード等、その横の遮断器が電磁接触器なんですけれどもこれの役割なんです、そもそも逆流阻止のためのダイオードではなくてですね。
0:15:09	蓄電つい 3Aはベント型っていうまちづくりについてで通常は不動充電で 129V ぐらいで充電されるんですけども、定期的に均等充電といった、いう 144V0 転圧を上げて、
0:15:27	充電するような行為を行います。そのタイミングで
0:15:32	この充電器、サンエーからの電圧が蓄電池、
0:15:37	均等充電のためで圧が上がると、負荷側に高い電圧がかかってしまうので、そこを 144 ボルトがそのまま付加にかからないようにこのダイオードを通じてトレン圧を下げて、通常の 129V程度。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:54	の電圧を負荷に給電するためのダイオードになります。なんで、通常はそのフロア充電のときはこのダイオードをバイパスするような形で今、
0:16:05	右側でまずしている連成接触器が投入された状態で給電されるというような役割を持っていますんで
0:16:16	電磁接触器は通常運転中、
0:16:19	なんですけど、この充電器と今度やっばっていうんですけどもその制御電源が入ってる段階で制御電源がないと、この電磁接触器が投入されませんので、蓄電池 3 円を切った段階、
0:16:34	蓄電池 3Aからヨーロッパに繋がるラインの一つ。
0:16:39	MCCがありましてこれを切るような点があるんですけども、それを切っているというタイミングでこの電磁接触器は開放されます。
0:16:48	ですので自動的にこの
0:16:51	代表玉だけの電路になるというのが程度になりますんで仮にまないんですけども、この連成する機器が入ったとしても、先ほど蓄電池側のMCCbは切れてますし、さらにその上流に充電器盤、
0:17:07	の、これダイオード正確には再リストなんですけどもありますのでここで、
0:17:12	逆流することはありませんでさらにその上の電磁接触器も切れてるということで上まで逆流するようなことはございません。以上です。
0:17:23	これ、
0:17:25	規制庁のニシウチで大変わかりやすい説明ありがとうございます。
0:17:29	ちょっと確認したかったのは、そもそもの 3A蓄電池のサンエーから、
0:17:35	給電。
0:17:36	はい。
0:17:38	で給電を堀家のバッテリーですけど、SAのバッテリーとかないし第 3 バッテリーに切り替えるタイミングで、ここの
0:17:50	サンエーから直接出ている部分、遮断器、
0:17:53	は開放する手順になっているっていう理解でいいでしょうか。
0:18:00	四国電力タテイシです。その理解で問題ありません。
0:18:04	了解しましたんであればなんですけど、ちょっとお願いがあるのはこの 3aから出る調査団気分に追記するような形で大変から給電するときにはここの遮断器投入しているけど、大変から
0:18:19	SAバッテリーないし第 3 バッテリーに切り替える際にはこの手順をこの遮断器を開放する手順となっているので、第 3 バッテリー使用時にはここは常にバスの状態になっていた、どのタイミングでバツになっているのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:32	私するのが手順にちゃんと組み込まれてるんだよってという趣旨の説明を簡単にちょっと追記いただきたいんですけど。
0:18:41	四国電力タテシです。了解いたしました。
0:18:45	はい、ありがとうございます。それでも明瞭ですので、それ以上の確認は不要かなと思っています。
0:18:52	ちょっとさっきのご説明の中で若干僕は理解し切れない部分が1個だけあって、均等充電の
0:19:00	さっきの流れとしては、
0:19:05	均等充電の時にダイオード等んでしたっけ、どっちが本当にバイパスするんでした。
0:19:11	来すいません四国電力タテシでございます。均等充電のときに対応を通します。代表洞の特性としてそのびっくりはしないっていうのが一つの電気特性としてあるんですけども、順方向に順方向に流れるときには、
0:19:29	その電流の大きさに限らず、決まった電圧だけが落ちるまで大体に行く辺りにボルトぐらいなんですけど、そういう特性があって、だから、
0:19:41	均等充電するタイミングで充電器3円の出口充電器3への蓄電池3位が交わる部分の電圧が144Vぐらいになるんですけども、そこから下ダイオード等した後は、電流の大きさにかかわらず、
0:19:56	直流コントロールセンターの電圧が129Vぐらいで一定になると、そういう電圧の大きさ電流の大きさに比例して電圧効果があるんですけども、内容はそういうナカないという分婉減圧効果あつ特定というものがあつてその電流の大きさによらず、
0:20:14	一定の電圧降下するところを、これ
0:20:18	使って
0:20:20	いる装置になります。以上です。
0:20:23	規制庁ニシウチです。ちょっともう少しだけせませんでしたかホース次回出てきて申し訳ないんですけど、
0:20:32	一定の電圧降下をもたらす。それとも
0:20:37	一定の電圧を
0:20:41	下流側に一定の電圧のものを流すとどっちが正しい日本語ですか。要はどんなに低い電圧が上流から流れてきたとしてもさらに電圧降下をさせて一定の電圧降下をさせるのか、どんなに低いどんなにどんな電圧が上流から流れてきたとしても下流側に一定の電圧を流す機能を持っているのかどっちでしたっけ。
0:21:05	四国電力タテシです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:09	電流の大きさによらず、電圧降下が一定ということです。
0:21:14	わかりました。だからバイパスラインがあるってということですね。不動充電時にあとバイパスして流していくってということで、
0:21:20	そうですねもし不動 10 年度にこのダイオード側が
0:21:25	に流れるとさらに電圧が下がってしまうので直流コントロールセンターの電圧が下がってしまうということで通常はバイパスしてます。以上です。
0:21:34	規制庁ニシウチです了解しましたあとごめんなさいってなきゃいけません。均等法充電の目的だけもう一度お願いしてもいいですか。さっきの説明の中であつたと思うんですけど。
0:21:44	はい、四国電力から提出通常不動 10 年で 129 ボルトで充電するんですけども、蓄電池、
0:21:53	は、今
0:21:54	緑枠の中に 1600 アンペア/h×1 組ってなってますこの人酌みっていうのが何かといいますと 60 セルを
0:22:03	直列につないで人セルに人組み込みますこの 60 セルに均等にまであとわからなかったり、ちょっと蓄電池載せるごとの特性の違いとかで綺麗にそれぞれが同じだけ充電されないような
0:22:20	こともありますので、定期的に均等充電といって電圧を上げて充電することで、すべてが均等に充電できるようにするというような操作を行っております。以上です。
0:22:39	規制庁っていう
0:22:42	ありがとうございます。
0:22:44	どう。
0:22:46	今おっしゃった均等充電の話って、奥田 LCO 動画サーベランス試験サーベランス試験はあくまで不動充電と中電容量の確認だったと思うんですけど。
0:22:57	それから均等充電を行うっていうことは下部規定とかで定めていて、この中で対応をしていくものっていう理解
0:23:09	はい、四国電力タテイシです。ご認識の通りで施設管理の中で実施しているということです。
0:23:15	以上でございます。ちょっとこれは若干条線が疑問なんになってしまうんですけど、
0:23:22	今の説明を聞いてるとですね、均等充電
0:23:27	という動作自体もバッテリーのなんていうんですかね。
0:23:33	機能を保つためには必要な作業、定期的な確認っていう形になるのかなと思うんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:42	このLCOで駆動充電時の蓄電池が 135.5V以上という形で今回出ていただいていますけど。
0:23:51	価をまたビラと試験として設定していて、均等充電の確認っていうのはどこに登録してない理由としては、あくまでこの不動 12 のこの場合は直流結局直流接続なので、この電源さえ確保しておけば必要な負荷に供給できるので。
0:24:09	多少その均等に充填されてなかったとしてもSA用の
0:24:14	関係ですかね、必要な負荷は供給できるから。
0:24:18	っていうことですかね。あくまで均等充電っていうの関係、財産保護的な一環としてやっているものっていう理解ですか。
0:24:27	四国電力タテシです。蓄電池自体が例えば 120、今回だったら 129 ボルトなんですけども、129Vないと、必要な容量がないかというそうではなくて、充電器の制度とかもありますので、そういったばらつきとか考慮して十分な要領
0:24:45	低角今回だったら 1600、この作りひどいだったら 1600 アンペアわですけども、それ以上の容量もともと有してますので、そういった仮にばらつきがあったとしても、それでも十分な容量は有していると。
0:25:00	ただ定期的な均等充電が例えば
0:25:03	もう 1 定検で全くしないということになると。
0:25:07	ちょっとどうなるかわからないということだと思ったんです。以上です。
0:25:15	よくわかりましたっていうことは、ちょっと今回すみません、第 3 バッテリーのサーベランス試験のところの項目で今確認をしてますけど、第 3 バッテリーに関して言えば、第 3 バッテリーが健全であることを定期ページ県のときに確認をする。
0:25:31	プラス 1 週間に 1 回の不動充電時の電圧確認っていう二つの項目があると思うんですけど、さっきおっしゃった均等充電っていうのはこのページ系のときに、県税定例健全であることを確認するっていう中に含まれてるっていうそういう理解でいいですかね。
0:25:46	四国電力タテシです。少し訂正訂正というか
0:25:50	認識が違うところを訂正させてください。蓄電池 3 系統目は、
0:25:56	つくれないと非常用、3Aとか蓄電池 3Cワン蓄電池重大事故対処用と型式が違っておりまして、蓄電池 3 系統目は制御弁式の鉛蓄電池となっております。この流れを制御弁式鉛蓄電池の特性として均等充電が不要。
0:26:15	そういうところがありまして蓄電池括弧 3 系統目については、
0:26:19	均等充電が不要となっております。以上です。
0:26:24	なるほど規制庁ニシウチです。説明資料にもあります。すみません。そこは私は若干勘違いしていただきありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:32	そうすると、ちょっとまた若干第3電源に話を戻していきたいんですけど、やっぱり第3バッテリーが事件の時に健全であることを確認するっていうのは具体的にどういうことをやる形になるんでしょうか。
0:26:47	はい、四国電力タテインです。
0:26:48	通常は不動充電ということで、不動充電電圧ということで蓄電池60、これは蓄電池括弧3系統目が62セルが1組なんですけども、その全体、直列につながいだ電圧だけが見れる状態です。
0:27:04	それを定時検では日てる単体で1個ずつの電圧を見て問題ないとか、あとあと外観とか、そういうところを確認するいたします。以上です。
0:27:17	これ、
0:27:18	規制庁、
0:27:24	均等充電が不要な方ではあるけども、単体載せることの団体載せることに特に問題であって、問題ないことを確認をしているっていう、そういう趣旨ですか。
0:27:39	四国電力から説明の通りですつくれについて単体蓄電池は関連性みたいな形でヤツ引きこもっばらついてやって、
0:27:49	で来るので、その単体で一つずつ見ていって、規定のやつが、
0:27:55	なければそれは取りかえをすとか、そういった対応が必要ですので、蓄電池単体で減圧を見ていきます。以上です。
0:28:03	。
0:28:05	規制庁ニシウチです。大変よくわかりました。ありがとうございます。
0:28:11	一応その資料上に反映していただく内容としては一番最初冒頭にお伝えした通り、
0:28:17	DB用のバッテリーから
0:28:20	電源供給ラインを切り替えるときに、当該の遮断器を開放する形状になっているっていうことを明確に書いていただければそれで結構かなと思いますので、ちょっと残り第3電源部分の前LCOの考え方ですとか設定の仕方とかは基本先行のものを踏まえた
0:28:38	問題になっていると思いますので概ね特に問題はないと思っておりますが、ちょっと今後また引き続き確認進めていく上です、何か疑問点とかです懸念が出てきた段階でまたヒアリングしてよかったっていうご説明お願いできればと思いますので、現状、第3電源についてはこれぐらいです、ありがとうございます。
0:28:57	。
0:29:09	当ため続けて規制庁ニシウチですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:13	とりあえず、説明事項としては以上という理解でいいでしょうか。
0:29:20	四国電力タカスカでございます。説明事項については以上となります。
0:29:26	了解しましたありがとうございます。
0:29:29	基本的に先ほどお伝えした内容を対応いただければと思いますので、また反映した資料ができた段階ですね、こちらに御提出をいただければと思います。
0:29:40	特にこの後、こちらから補足で何か全体通して御説明がなければ、こちらからちょっといただいている補足ですとか、制度では確認して聞きたいことをちょっと聞いていければと思うんですけどいかがでしょうか。
0:29:56	処分タカスカでございますが、こちらからは特段ございませんのでよろしく願いいたします。
0:30:04	はい。規制庁、
0:30:07	お待ちいただいても、
0:30:10	ここ。
0:30:13	はい。
0:30:23	ここ。
0:30:24	当基底とニシウチです。来申請書ベースでまず、
0:30:34	どう。
0:30:35	審査資料を今回御提示いただいている資料 1 の中の資料 30
0:30:44	審査基準に対しての保安規定の変更の有無の資料ですね。
0:30:49	我が国の資料 30-13 ページをお願いしたいんですけど。
0:30:57	開けてますか、おいできてます。
0:31:02	はい、できました。よろしく願いします。
0:31:06	はい。原子力規制庁っていう
0:31:10	この一番上のところですね
0:31:14	安定審査基準の 16 号のの重大事故等を図っているところの①から③の審査基準に対して、
0:31:22	第 3 電源の設置に伴う変更として、外筒があるっていうふうな説明をいただいているんですけど。
0:31:31	ちょっとここ私があまり理解できてなくて、
0:31:34	例えばですねこの①の部分。
0:31:41	セキFa一斉事項に対して提案的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないことをっていう審査基準に対応する保安規定の変更って、
0:31:52	これって申請書でいうと、
0:31:55	97 ページ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:59	規制庁手元にありますでしょうか。
0:32:04	申請書の 97 ページ部分。
0:32:10	そう。
0:32:12	備考欄でちょうど書いていただいていると思うんですけども。
0:32:22	この(2)の体制の整備の一番下のところに出てきている大光ここいった記載が該当していて、実際申請者の備考欄でもですね、あの特重施設の設置に伴う変更として備考な説明いただいているとあって、
0:32:38	基本のところ、先ほど①を例として出させていただきましたけど、この①②③っていうのは、特重施設の設置に伴う変更であって、
0:32:48	大体の営業を用いた対策事項なんかはここに対応するものを追加しているものではないという理解なんですけど、何か共通の認識がずれていれば、
0:32:58	御説明お願いしたいんですけど。
0:33:02	はい。
0:33:12	四国電力のタカスカでございます。
0:33:15	認識としてはええと違いましてこちら添付資料 3 の方。
0:33:21	申請書でいいますと 157 ページをご覧ください。
0:33:28	はい、どうぞ。
0:33:30	はい、申請者の 157 ページの備考欄に答えておりますようにこちらを添付 3 の手順、SAの手順のところになるんですけども、そこで蓄電池 3 系統目による代替で
0:33:43	電源直流から給電というのが追加となっております。こちらの
0:33:47	断層が該当箇所等があります以上です。
0:33:51	原子力規制庁ニシウチですけども、この該当箇所は補足説明資料で言うと資料 30-12。
0:34:01	こっちの回答だと思ってるんですけど。
0:34:16	資料 30-12 のはあのほうですね、16 号ハの方。
0:34:21	こっちのほうに対たいして私がまさに今おっしゃったような第 3 電源を使う手順っていうのを政治の手順として追加をすると。
0:34:29	というのがまさに追加になるっていう理解なんですけど、
0:34:34	今説明いただいた部分で、特に
0:34:37	なんて言うんですかね、それに対して的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないという趣旨が含まれてるっていうかね。
0:34:48	職員もこの公園でございます。
0:34:53	先ほどおっしゃられた審査基準への該当箇所ということでちょっと説明させていただきますと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:00	まず先ほどおっしゃられた資料 30-13 ページに記載の実力即 92 条の第 1 項、第 16 校に関わるところのところの一方のところの話になりますが、まず①②に関しましては、
0:35:16	また今回の該当箇所、第 3 バッテリーに関しては、特にございません。特に②に関しましてって言う言いますのは、
0:35:26	規制庁けど公会側のヒアリングなどでそれぐらいの説明で結構です。ある意味じゃ、私も該当しないという理解なんです。
0:35:35	油ポンプで追ってお伝えしたいのが回るファンについても、申請書だと 158 ページ。
0:35:43	ところで、まだ 2Aと書いていただいている内容が、この③に該当するものって理解なんですけど、ただ、申請書のほうを見ると、この備考欄で特重施設の設置に伴う変更で書いてもらってるんじゃないですか。
0:35:57	ナカジマの私の問題意識としては申請者の備考欄と、この補足説明資料の何か期待が対応してないように見えるので、何が正しい理解なのかっていうのもまたあわせておきたいっていう趣旨なんです。
0:36:12	いかがでしょうか。
0:36:14	はい。
0:36:16	所則電力の応援でございます。その件に関しまして、今おっしゃられたように③の手順に関わる優先事項や着手の判断基準等ということで、ところの記載内容っていうのは、本規定の添付 3 にあります。
0:36:31	て手順の判断基準持ち込ま優先事項を記載した事項になりますんで、本件に関しまして等、
0:36:40	第 3 バッテリーに関しましては保安規定の添付 3 の表 14 に追加してございますが、その件につきましても優先事項を着手の判断基準に関わる事項っていうのは削除させていただいてるっていうのが現状でございます。
0:36:59	2 周期で変更内容自体は承知しているつもりですので、実際この③に対応するものとしてこれは削除してるっていう説明も理解できるんです。
0:37:10	理解できるんですけど、あとは申請書が備考欄で書いてもらっている変更内容は対応があるじゃないですか。
0:37:20	今申請書上だと今おっしゃった③は特重設の設置に伴う変更として備考欄で示してもらっている気がするんですね。
0:37:28	それから補足説明資料のほうを見ると第 3 電源としても第 3 電源の変更側の審査資料に該当条文として入れているので、申請書の備考欄と審査資料があっけないように見えるんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:42	四国電力のタカスカでございますようにされており、わかりました。当ビルの法案をされており、
0:37:49	記載されていないということですので高覧の記載を追加させていただきたいと思
0:37:57	います。
0:37:57	もうです。
0:37:58	規制庁ニシウチですので、それぐらいですね、
0:38:02	ちょっとどっちがどっちが正しいとどっちが適切なのかっていう話になるんです
0:38:13	けど。
0:38:13	どちらかということですね私の認識としては申請書が正しい申請書のほうがな
0:38:21	んかより適正化なんてちょっと思ってたんです。
0:38:21	というのも、
0:38:23	このそもそもなんですけど、この 16 号の移行。
0:38:27	16 号の移行の①から③で審査基準上でも明確に経過措置を行っていて、
0:38:35	特重施設の設置、
0:38:38	後に適用する、審査基準になっていると認識をしています。
0:38:43	なので、特重施設の設置に伴う申請をしているので今回適用だと思うんです
0:38:59	ね。だからなんていうんですかね、第 3 電源を伴うために設置するから、ここを
0:39:16	変更するのではなくて、特重施設を設置するから、この
0:39:16	土地に係る手順の優先順位とかそういった部分についても全体をまとめて修
0:39:18	正をしている。その中に第 3 電源がバッテリーの部分に関しての期待も入って
0:39:35	くるけども、全体を通して、特重施設の設置に伴う変更として、変更いただい
0:39:40	ている。
0:39:44	っていうものなのかなと思っていて、
0:39:45	そっちの方が何か飛んで落ちるっていうのが正直な理解なんですけど、ちょっ
0:39:57	とその申請書の備考欄に申請書のほうに合わせにいくのかの補足説明資料
0:40:01	のほうに合わせていくのかっていうのは一度ちょっと御検討いただいて、
0:40:06	最終的なオサートはまとめていただきたいなとちょっと思っています。
0:40:06	一応私の今現状の理解はこんな感じなんですけどいかがでしょうか。
0:40:06	はい。
0:40:06	四国電力のタカスカでございます。人担当させていただきたいと思います。お
0:40:06	っしやる通り今回特重が設置された、新しくこの
0:40:06	以降の方が適用になりましたので
0:40:06	その考えも踏まえて検討させていただきます。以上です。
0:40:06	はい。原子力規制庁ニシウチです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:10	結局今回変更理由が四つ大きい分大きいものが四つあって、そのよっていうことに補足説明資料とか審査資料分けていただいているっていう理解ですので、
0:40:21	せつかくとそごがわかりやすくまとめていただいているものなので、ちょっとその細かい部分になってきちゃうんですけど、弊社の備考欄と審査資料の整合性というところもしっかりとっておきたい。
0:40:31	その際に全体でまとめて見るべきものなのか、第3電源特有の事項なので、第3電源の設置に伴う変更として、こちらで御説明いただくのか、そこは二つもう一度ちょっと固めた上です、最終的な資料はまとめていただければと思っています。
0:40:46	一応私からの主に今日確認したいのはですね審査資料全般当社の観点での質問でして、ちょっと残り例えば具体例いくつかだけ出させていただきますけども、ちょっと資料全体通してですね、そういった整合性は確認をいただければと思っています。
0:41:04	ちょっと長くなっちゃいますけど具体的に例えばって話ですと、資料32の
0:41:13	この第3電源側ですかね。
0:41:16	資料33ページをお願いしたいんですけど。
0:41:21	いただけますでしょうか。
0:41:23	はい。
0:41:28	電力タカスカです。はい、開きがありましたよろしく願いいたします。
0:41:33	はい。
0:41:34	はい。ありがとうございます。原子力規制庁ニシウチです。
0:41:39	まず2-3の右肩のほうに判例が書いていただけてますけども、これも特重施設の設置に伴う変更箇所として示していただけていて、
0:41:47	またここもそもそも書き物らしいのか誤記なのかちょっとわからないんですけど、低角第3電源の
0:41:54	変更に伴う審査資料として出していただいているもので、
0:41:58	申請資料申請書と整合した形でまず整えてもらえればいいのかと思います。
0:42:04	で、その上でちょっと確認したのはですね、
0:42:12	例えば32-4ページから5ページ目の部分。
0:42:19	ここの部分はちょっと、そもそも今これを何も書いているかっていうのがあれなんですけど。
0:42:25	この32-4から5ページ目で記載いただけてる変更内容で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:30	もともとの保安規定でSA設備についても、の火災の影響軽減対策を実施するように記載されていたけども、もともとの許可公認の要求事項ベースでSA設備について影響軽減対策まであの求めてないので、
0:42:49	様々な記載が何か若干不適切だった部分があったので今回適正化しますっていうものだと思うんですけど、今まで変更内容はそういう理解でいいですか。
0:42:59	四国電力タカスカでございます。おっしゃる通り、もともとの記載としては三つの深層防護の中に入ってたんですけども、
0:43:08	委員さんがおっしゃる通り性能に関しては、下階の通るD及び消火の二つになりますので、記載を適正化させていただいてございますように、
0:43:19	規制庁ニシウチです。ありがとうございます。その植えて、これが第3電源の設置に伴う変更なのかっていう部分なんですけど、
0:43:30	確かに第3電源自体は発生設備なので、もちろん適正化したこの変更内容を第3電源を適用するっていう話だと思うんですけど。
0:43:40	ナカ第3目の設置に伴う変更ではなくて一安全が適正化なぶりかなと思っているんですけど、やっぱそういったところも含めてですね、全体
0:43:52	第3電源の設置に伴う変更話特重有毒ガスに伴う変更なのかどうかというところの生態いただきたいというのがちょっと全体通してのコメントで具体的な
0:44:03	具体的な例としてはこういったところですよ。
0:44:05	という形になりますが、いかがでしょうか何か御懸念ご質問等ございますか。
0:44:12	四国電力のタカスカでございます。こちらの本資料にいたしましては元が設工認レベルの運用に関することを引っ張ってきてそれに伴う保安規定の記載はどうだ、どうなってるかということを示してございません。
0:44:30	僕は節項の記載がベースになっておりますので、
0:44:36	第3バッテリーに
0:44:38	だから、期待しないということではないと考えてございます。以上です。
0:44:47	ここ。
0:44:48	原子力規制庁ニシウチです。すいません。若干今の説明があまり趣旨が私が理解できなかったんですけど。
0:44:56	今のこの的が適正かと思えますけども、適正化の変更は、
0:45:02	第3電源の設置に伴う変更っていうわけではないと私は思ってるんですけど、そういう理解でいいですか。
0:45:14	今日のタカスカでございます。おっしゃる通り、第3バッテリーに伴う
0:45:20	の変更ではございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:24	どちらかというです。ね。設工認で記載されていることが保安規定に入ってるかどうかというところで、あくまでルート赤字のところは、今回の申請として変更となっているわけよ。
0:45:38	はい、はい。
0:45:42	なのであの要は大胆今回の申請書で言うところの
0:45:48	第3電源の設置に伴う変更なのかどうかというところで言うと、まずそこは理解ですよ。で、じゃあなの。
0:45:57	どうも変更理由に該当するの。か。って。いう。と。適正化。って。いう。部分。に。該当。する。って。いう。理解。なんです。けど、。そう。いう。理解。で。いい。ですか。ね。
0:46:05	中国電力のタカスカでございます。おっしゃる通りでございます。非常に規制庁ニシウチです。了解しましたのであればまずそれを明確にした上で、今の記載だとですね第3電源の設置に伴う変更としてこっちにも審査資料用意されてるように見えるので、そこはちょっと何を期待すべき。
0:46:23	っていうのはやはり全体通しておいていただきたい。
0:46:26	で、その上で
0:46:29	適正化による変更なんだけども、実際第3電源が適用される、保安規定の部分でもあるので、説明をあわせてしています。って。いう。こと。で。あれば。説明。
0:46:43	審査資料に入っているけども特に問題ないと思うんですけど、そこら辺の位置付けをちょっと明確にしておいて欲しいという趣旨でございます。特にこれはいらないんじゃないの。って。いう。より。か。は。説明。している。スタッフ、。そもそも。何。で。これ。を。説明。している。の。か。って。いう。趣旨。を。もう少し。明確。に。読める。ような。審査。資料。で。して。お。いて。いた。だ。き。たい。
0:47:00	というものです。ね、どちらかとお互いに共通認識を持って持って進めていくためにという趣旨でございます。
0:47:09	連絡のタカスカでございます。承知いたしました。記載に関してイベント修正等をさせていただきたいと思っております以上です。
0:47:19	はい。
0:47:20	はい。規制庁ニシウチです。ありがとうございます。
0:47:26	私からコメントがあれば公開部分でですね、コメントがあるのは全体的にはそういったも資料の位置付けとかを整理しておいたものを出してくださいってそれくらいかなと思ってます。
0:47:40	はい。
0:47:42	現状はそれくらいですかね。はい、ありがとうございます。
0:47:51	とりあえず今日のヒアリングメニューとしてはこれくらいと認識してますけども、規制庁側からの他にないですかねよろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:00	はい。ありがとうございます。問うおく電力の原子力部から何かありますでしょうか全体を通して、
0:48:11	四国電力のタカスカでございます。特に特段何かございません。
0:48:16	以上です。
0:48:17	はい。ありがとうございます。今後のスケジュール事務的な確認だけですけども。
0:48:24	今日の米ヒアリングを踏まえてですね、資料はちょっと充実させたものをご用意いただければと思います。
0:48:30	まず2月中に一度起こっていただけるようなスケジュールで進めていただきたいと思うんですけど、あと2月最終週et営業日も少ないので、までは可能な限り
0:48:46	早い段階で資料を提出をまたいただければと思います。
0:48:50	また具体的な提出とかはですね東京支社の方を經由してご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いします。
0:48:57	スケジュール等と何か含めて全体通して原子力部の方から何かありますでしょうか。
0:49:09	四国電力タカスカでございます。
0:49:12	特に
0:49:13	問題ございません。今後調整させていただきます。
0:49:17	以上です。
0:49:19	はい。規制庁ニシウチです。了解しました。それでは今日のヒアリングは区割り終了にしたいと思います。ありがとうございました。
0:49:29	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。